

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 6 号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成23年 9 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（勤勉手当の成績率）

第 4 条 特定任期付職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- （1） 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5以上100分の262.5以下
- （2） 勤務成績が良好な職員 100分の77.5
- （3） 勤務成績が良好でない職員 100分の77.5未満

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。